

「全科実例による社会保険歯科診療 令和8年版」訂正表

「全科実例による社会保険歯科診療 令和8年版」をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。

以下の事項につきまして、誤りおよび追記事項（厚生労働省による一部訂正／疑義解釈資料の送付によるものを含む）がございました。ここに訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

※1 令和8年4月20日「疑義解釈資料の送付について（その3）」に基づく

※2 令和8年5月1日「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づく

※3 令和8年5月29日「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づく

頁	該当箇所	訂正または記載内容の変更	備考
52	3) 管理・リハ 4行目	「P画像」の項の左欄に点数 → 「P画像」の項に点数	※2
52	3) 管理・リハ 11行目	・歯科口腔リハビリテーション料2は、全体の「その他」欄に点数および回数を記載する。 → 削除	※2
84	カルテ 6/2分 5行目	X線 (P) 1F (デジタル) (20 + 28 × 30/100) → X線 (P) 1F (デジタル) (20 <u>+ 28</u> + 28 × 30/100 <u>+ 10</u>)	
106	保険解説 ❶の② 2行目	の、業事承認を得たものに限られる。 → のものに限られる。	
107	ページ中央の表内 「歯冠修復および欠損補綴」の 「各区分の算定日に算定（装着料が算定できない装置）」	・支台築造 ・暫間歯冠補綴装置 ・3次元プリント有床義歯 ・広範囲顎骨支持型補綴 → ・支台築造 ・暫間歯冠補綴装置 ・3次元プリント有床義歯 ・広範囲顎骨支持型補綴 ・ <u>ホット床</u>	※2
19	◎歯科訪問診療料(注7の規定) 【通知】	(1) ア 歯科訪問診療料1又は歯科訪問診療料2の算定実績が12回以上あること。イ 患家で療養している患者又は入院患者に対する歯科訪問診療の実績が6回以上あること。 → (1) ア <u>過去1年間に</u> 歯科訪問診療料1又は歯科訪問診療料2の算定実績が12回以上あること。イ <u>過去1年間に</u> 患家で療養している患者又は入院患者に対する歯科訪問診療の実績が6回以上あること。	※2
34	◎歯科麻酔管理料【告示】	(1) 常勤の麻酔に従事する歯科医師が配置されていること。 → (1) <u>常勤</u> の麻酔に従事する歯科医師が配置されていること。	※2
68	右段 ⑤その他 囲み内 17行目	ク 予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料 → ク <u>選定療養における</u> 予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料	※3
271	2) 歯科吸入麻酔または歯科静脈麻酔(Ⅱ) 本文⑦	⑦2. については、⑥の口ならびに以下のイおよびロを満たすこと。 → ⑦2. については、⑥の口 <u>およびロ</u> ならびに以下のイおよびロを満たすこと。	※2
324	保険解説 ❶ 6行目	硬質レジンジャケット冠に対する支台築造 → 硬質レジンジャケット冠、 <u>CAD/CAM冠</u> に対する支台築造	※2
343	3) 地方厚生(支)局長への報告 本文②	②本制度に基づき、継続管理の提供を行った保険医療機関は、フッ化物局所応用および小窩裂溝充填に係る費用を含めた継続管理の実施状況について、毎年定期的に地方厚生(支)局長に報告する。 → 削除	※3
364	3) 歯周病継続支援治療《SPT》 本文①②③	以下のように変更し、④は③と読み替える。 ①令和8年6月改定により、 <u>《P混検》からの《SPT》移行が認められた。</u> ②混合歯列期の《SPT》は、 <u>永久歯の歯数に応じた区分により算定する。</u> 後継永久歯が欠如している場合に限り、乳歯を歯数に含めることができる。	※1
364, 429, 475	歯周病検査の表内 「P混検」の「その他」欄 2行目	・P混検のみでのSPT算定は不可 → <u>・SPT算定可</u>	※1
376	保険解説 ❶の② 3行目	硬質レジンジャケット冠の歯冠形成については → 硬質レジンジャケット冠、 <u>CAD/CAM冠</u> の歯冠形成については	※2
471	保険解説 ❸ 6行目	なお、歯周病継続支援治療算定に係る歯周病検査は <u>《P基検》《P精検》のいずれかで行う。</u> → 削除	※1

頁	該当箇所	訂正または記載内容の変更	備考																																																		
474	Q & A 1～3行目	Q 混合歯列期の患者について、歯周病検査の「歯周基本検査」または「歯周精密検査」の結果を踏まえて、歯周病継続支援治療を行った場合、どのような算定となるのか。 A 歯周病検査の永久歯の歯数に応じた歯周病継続支援治療の各区分により算定する。(令和2年疑義解釈その44 問1 改変) → 削除	※ 1																																																		
504	■乳歯の支台築造 4行目	硬質レジンジャケット冠の歯冠形成については → 硬質レジンジャケット冠、 CAD/CAM冠 の歯冠形成については	※ 2																																																		
555	下段表内	(誤) <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">上顎</td> <td></td> <td>頬側2根</td> <td>大白歯×1</td> <td>100</td> <td>大白歯</td> <td>(330/440)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>頬側蓋側2根</td> <td>大白歯×1</td> <td>100</td> <td>小白歯</td> <td>(330/440)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポントック</td> <td>小白歯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>単根</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> (正) <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">上顎</td> <td></td> <td>頬側2根</td> <td>大白歯×1</td> <td>×</td> <td>大白歯</td> <td>(330/440)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>頬側蓋側2根</td> <td>大白歯×1</td> <td>×</td> <td>小白歯</td> <td>(330/440)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポントック</td> <td>小白歯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>単根</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>	上顎		頬側2根	大白歯×1	100	大白歯	(330/440)		頬側蓋側2根	大白歯×1	100	小白歯	(330/440)		ポントック	小白歯					単根	×	×	×	×	上顎		頬側2根	大白歯×1	×	大白歯	(330/440)		頬側蓋側2根	大白歯×1	×	小白歯	(330/440)		ポントック	小白歯					単根	×	×	×	×	
上顎		頬側2根		大白歯×1	100	大白歯	(330/440)																																														
		頬側蓋側2根		大白歯×1	100	小白歯	(330/440)																																														
		ポントック		小白歯																																																	
		単根	×	×	×	×																																															
上顎		頬側2根	大白歯×1	×	大白歯	(330/440)																																															
		頬側蓋側2根	大白歯×1	×	小白歯	(330/440)																																															
		ポントック	小白歯																																																		
		単根	×	×	×	×																																															
605	2-材料差額(貴金属による前歯部の金属歯冠修復) 本文⑩	⑩本制度に基づき、前歯部の金属歯冠修復の提供を行った保険医療機関は、毎年定期的に金合金または白金加金の支給の実施状況について地方厚生局長に報告する。 → 削除	※ 3																																																		
688	2-金属床総義歯 本文⑨	⑨金属床総義歯の提供を行った保険医療機関は、毎年定期的に金属床総義歯にかかわる費用を含めた金属床総義歯の実施状況について、地方厚生局長に対し報告する。 → 削除	※ 3																																																		
715	カルテ 6/19分 11行目	それぞれカルテ右端(「負担金」欄)に (「摘要」欄記載マーク)を追加																																																			
789	カルテ 6/5分 8行目																																																				
790	カルテ 6/11分 6行目																																																				
793	カルテ 6/5分 12行目																																																				
851	2-基本診療料について	10段目に以下を追加 電子的歯科診療情報連携体制整備加算(再診時) 歯DX	※ 2																																																		